

# イギリス近世における矯正院と民衆

## — 道徳の一つの系譜 —

乳 原 孝

### I

道徳は民衆統治のための一つの道具であった。このことを主張することが本小論の目的であるが、それを哲学的思惟によってではなく、歴史的手法によって説明しようとする試みである。<sup>(1)</sup>

そもそも上記の命題は、私のこれまでの研究、つまり16世紀後半におけるロンドンのブライドウェル矯正院に関する研究から、必然的に導き出される結論であったと言える。だが、その結論をこれまでの拙稿においては、単に暗示のレベルにとどめただけであって、決して明確な形で示したことはなかった。何故なら、一つの歴史研究、近世ロンドンのブライドウェルという機関の個別研究から、そうした言わば哲学的命題を提起することに対する、当然の躊躇を抱いていたからである。<sup>(2)</sup>

しかしながら、学問の閉鎖性に対する従来からの批判、またミクロの世界を追求する社会史に対する批判も率直に受け止めて、自分なりの返答を行う必要性を益々痛感するようになった。そこで、これまでの自身の研究を上記の命題から捉え直し再考していく試みの端緒として、この小論を企図した。

---

(1) ニーチェ、木場深定訳『道徳の系譜』1940年、岩波書店。

(2) 乳原孝『エリザベス朝時代の犯罪者たち—ロンドン・ブライドウェル矯正院の記録から』嵯峨野書院、1998年。同、『「怠惰」に対する闘い—イギリス近世の貧民・矯正院・雇用』嵯峨野書院、2002年、他。

これまでの拙稿と同様に、ブライドウェル矯正院の「法廷記録」<sup>(3)</sup>を主要史料としつつ、当該施設と民衆との関わり、そこにおける権力の構造と道徳が果たした役割について考察したいと思う。

## II

ブライドウェル矯正院は、ロンドンにおける貧民政策の改革のために<sup>(4)</sup>、1550年前後に相次いで設立あるいは再建される5つのホスピタルのうちの一つであった。他の4つは、病気や老齢の貧民を収容して救済するセント・トーマズ・ホスピタルとセント・バーソロミューズ・ホスピタル、貧民の孤児や扶養の当てのない貧民の子どもを収容して教育するクライスツ・ホスピタル、精神病者を収容・治療するベスレヘム・ホスピタルであった。5つのホスピタルは互いに連携し、クライスツ・ホスピタルが統轄した。

では、1553年に設立されたブライドウェル・ホスピタル(矯正院)の設立目的は何であったか。それを示す史料が2つある。一つは1552年に書かれた「ブライドウェル設立嘆願書」<sup>(5)</sup>である。この史料は、ロンドン主教ニコラス・リドリールとリチャード・グラフトン等の有力市民によるエドワード6世に対する嘆願書であり、当時ほとんど使用されていなかったブライドウェルの王宮が、貧民政策用の施設としてロンドン市に下賜されることを願ったものである。本論の部分を引用してみたい。

---

(3) *Bridewell Hospital Court Books*, vols.1-10, 1559-1659, Guildhall Library, MF.510-515.

(4) ヨーロッパ近世以降の貧民問題や貧民政策については、乳原孝、前掲書に掲載されている文献を参照。

(5) The Declaration of the humble Suit made to the King's Majesty's most honourable Council, by the Citizens of London, 1552, in Thomas Bowen, *Extracts from the Records and Court Books of Bridewell Hospital*, London, 1798, Appendix, no.II.

まず第一に、物乞いと窃盗が巷に溢れているのは誰の目にも明らかであることをご理解下さい。そしてその状態を正すために、幾つの法令が次々と制定されてきたかを思い起こしてみるのではありませんが、これまでほとんど改善されていないのであります。その原因を探求しようと考え、しかるべき検証を行った結果、あらゆるそうした貧窮と物乞いの原因は怠惰であることを、そしてそれを直す手段、治療法はその反対のもの、つまり労働によってでなければならぬことを、われわれははっきりと理解するに至ったのであります。そして怠惰な者たちに、働け、働け、と言うのは、あらゆる人々によって用いられてきた言葉でありましたが、たとえ万人が言ってきたことであったとしても、物乞いをなくす手段は労働させることなのであります。

それゆえ、このような不幸な事態を改善するには、働く意志のある貧民が訓練されるような、また反抗的で身体強健な浮浪者が国家にとって有益に生活することを強えられるような、そうした労働を一般的に供給する以外に手段はないとわれわれは考えたのであります。

そして貧しくて悲惨なすべての者たちのなかに、必要な物を異なって与えられるべき3つのタイプを見出したのであります。すなわち、援助されていない貧民の子ども、病人と労働不能者、そして屈強な浮浪者あるいは怠惰な者であります。

さて、第3のタイプの者に対しては、仕事の家が建てられるべきであります。そこには同様に貧民の子どもが育てられ、成長した段階で学習には不向きであることが分かり、しかも彼をサーバントとして望む真面目な人物が誰もいない場合、そこで訓練され雇用されるであります。そしてまた同様に、傷病者が治療された後、これまでのごとく浮浪者として王国をさまようことがないように、そこで訓練されるであります。そしてこの施設には、体が丈夫であって怠惰な者が連れて来られるであります。同様に、裁判所の決定によって囚人たちがそこで労働につかされることもできましょう。そしてこう

した者たちの人数が多いことから、彼らが訓練を受ける場所も大きなものでなければなりません。このことがわれわれを動かし、国王陛下のブライドウェルの王宮を求めて請願させたのであり、まだ成就されていないこれまでのわれわれのすべての苦勞が、言わばそれによって報われるというものであります<sup>(6)</sup>。

このように、あらゆる貧窮と物乞いの原因が怠惰であることが述べられ、それを直す手段は労働であることが宣言されている。そしてそのような労働の提供あるいは強制を、浮浪者や怠惰な者たちなどに行う施設として、ブライドウェルの設立が提唱されているのである。つまり、怠惰こそが貧困や悪の根源であり、ブライドウェルはそれを矯正する施設であるとの認識が表明されている。こうしたことから、このホスピタルを「矯正院」と訳するのが適切であると考えられる。

他の一つの史料は、同じく1552年に著され、ブライドウェルの運営原則を記したものである。この史料についても本論の部分を以下に引用してみよう<sup>(7)</sup>。

ブライドウェルの理事たち、と言うよりも、慈善家の皆さんへ。あなた方は市長とその同胞による同意によって、このブライドウェルの館、そしてそのなかのすべての人々に対する統治者および監督者として選ばれ、任命されたのであります。何故ならあなた方は大いに人々から礼賛され、賢明さと豊富な経験の持ち主とみなされているからです。そうした美徳がなければ、この館は首尾よく統治され得ないのであります。従って、あなた方が得ている信頼と信用に応ずるべ

---

(6) Ibid., pp.3-4.

(7) *Ordinances and Rules for the Government of the House of Bridewell*, 1552, British Library, Sloane MS. 2722.

く、価値ある成果を生み出すように、この館の良き統治に向けて努力しなければなりません。プライドウェルはあらゆる美德の敵である怠惰の抑圧のために、またあらゆる悪徳の征服者である良き訓練を奨励するために、言わば恒久的な建物として設立されます。(中略)貧民は、年齢や病気が原因で、あるいは損害などによって困窮へと打ちひしがれた者であって、体力や強健さがあるならば、進んで労働して稼ごうとする者なのであります。反対に、物乞い者はどんな良き訓練にも身を任そうとしない者であり、絶えず怠惰に暮らし、自身を頼る若者を同じように邪悪な生活へと導こうとする者なのであります。こうした事態を改善する手段は、まず第一に、物乞い者の子どもを価値ある訓練によって鍛えることが適切であると考えられました。それによって、その子はもはや物乞い者にはならないであります。第二に、傷病者や高齢者に対して救済と支援を与えることでもあります。それはほとんど零落した家主、貧しくとも誠実な戸主、に与えるようなものであります。そして最後に、怠惰な売春婦や浮浪者に、誠実さと美德の訓練を強いるために、彼らが健康であるなら、そうした不品行で怠惰な者たちをプライドウェルに留めて労働させるべきなのであります。<sup>(8)</sup>

ここでもやはり怠惰があらゆる美德の敵であり、労働(訓練)があらゆる悪徳の征服者であるとの認識が表明されていて、売春婦や浮浪者のような不品行で怠惰な者たちに労働を課して訓練し、彼らを矯正するというプライドウェルの設立目的が明らかにされている。そして、この史料にはプライドウェルを運営する理事たちの権限に関して、次のように記述されている。

理事であるあなた方は、以下のことを理解して下さい。あなた方は

---

(8) *Ibid.*, fol.1a-b.

国王陛下より次のような権限を与えられています。あなた方が2人以上居合わせている時はいつでも、不品行でまた怠惰であるように思われるあらゆる疑わしき者たちを、ブライドウェルに連行し、取り調べ、自己の判断に従ってその者を罰する権限です。(中略)あなた方はまた、ロンドン・シティーとその郊外、及びミドルセックス州内の宿屋、居酒屋、賭博場、ポーリング場、テニス場、そして邪悪な者たちが通うあらゆる疑わしき場所と家を訪問し、そのなかに入るだけでなく、その持ち主あるいは保有者、同様にそこに通う不品行の者たちを、男であっても女であっても、逮捕し、収監し、そして自身の判断に従って処罰する権限、またそうした持ち主、保有者、あるいは疑わしき者たちに改善を誓約させる権限を有します。<sup>(9)</sup>

このように、ロンドン住民のなかの「不品行でまた怠惰であるように思われるあらゆる疑わしき者たち」をブライドウェルに連行して取り調べ、自己の判断に従って処罰できるという広範で強力な権限が理事たちに与えられているのである。ここで言う「不品行」lewdは、性的不品行を中心にして、振る舞いの悪い状態一般を意味し、「怠惰」idleは怠け者であること以外に、合法的職業に就いていない状態一般をも指している。「怠惰」は特に現在よりも幅広い意味で用いられているが、「不品行」と同様に道徳の領域を形成するものであり、ブライドウェルはそうした道徳を取り締まりの対象としていたわけである。

こうした言わば恣意的な権限を有する理事には、30人委員会の委員が当たっている。30人委員会はブライドウェルを含めた前述の5つのホスピタルを運営する組織であって、6人の市参事会員と24人の市民から構成されていた。彼らは全員無報酬であったが、通常このうちの5人から10人前後がブライドウェルの理事として、その法廷に出席している。法廷は週2回

---

(9) *Ibid.*, fols.2b-3a.

開かれ、主にこの施設に連れて来られた者たちの取り調べとその処罰の決定がなされた。

ブライドウェルの役人のなかで、理事とともに特に重要な役割を果たしたのは巡察官であった。何故なら巡察官はロンドンを巡回し、前述のような「不品行でまた怠惰であるように思われる」人物をブライドウェルに連行して来たからである。当初、ブライドウェルを含め5つのホスピタルそれぞれに2名ずつの巡察官が配置されていたが、1569年の時点では4人ずつに増員されている。彼らにはそれぞれの巡回担当区域が定められていて、その区域内を巡回して取り締まり、疑わしき者たちを連行して来たのである。<sup>(10)</sup>

では、以上のような目的で設立されたブライドウェルという施設の活動の実態はどのようなものであったのだろうか。

### III

ブライドウェル矯正院の活動を明らかにするには、残存しているその「法廷記録」に依拠する必要がある。「法廷記録」は主に施設に連行されて来た者たちを取り調べ、その処罰等を記録した史料であり、1559年度から残存している。この史料に基づき、ブライドウェル矯正院による道徳の取り締まりを明らかにしたい。

ウィリアム・ヴァランス。下劣で邪悪で怠惰な浮浪者。この者は、以前当所に収容されていたことがある。今回、ピアス氏の命令に基づき、巡察官のロバートによって連れて来られた。というのは、彼は下劣で邪悪で怠惰な奴であり、腕のいい職人ではあるが、決して働こうとはしないからである。それゆえ、(1562年)1月11日に十分に鞭打た

---

(10) 乳原孝、前掲書参照。

れ、挽き臼の労働につかされた。〈Vol.1, fol.185a〉<sup>(11)</sup>

記事のなかのピアス氏は、ブライドウェルの理事の一人である。記述にあるように、ウィリアム・ヴァランスは以前にもこの施設に収容されていたが、釈放後も仕事をしないで怠惰にしているとの情報あるいは通報を得たのであろう。巡察官に命じて、彼を浮浪者として連行させたようである。そして法廷での取り調べの後、この者は鞭打ちの処罰を受け、施設内の挽き臼の労働につかされている。挽き臼は、ブライドウェル内での最も過酷な労働であった。

このケースでは巡察官が容疑者を連行して来ているが、この後の引用にも見られるように、治安官や夜警などのブライドウェルには所属しない役人が誰かを連行する事例や、様々な機関の何らかの役職にある人物が部下に命じて連行するケース、さらに親方や身内の者あるいは近所の住民等がブライドウェルに通報することによって、誰か問題のある人物が連行されるケース等、様々なパターンが存在する。事例を幾つか取り上げていこう。

ジョン・テザー。シルヴァー氏に属する夜警により(1562年)4月19日、当所に連れて来られた。というのは、彼は不審にもキャサリン・ウィットンの家にいるところを捕まったからである。大した違法行為はなかったので、不道德なことを避けるようにとの忠告が与えられ、4月22日に開かれた法廷により釈放された。〈Vol.1, fol.211a〉

マーガレット・ウォーメンチャムと彼女の夫の兄弟であるリチャード・ウォーメンチャム。夜に不審にも2人きりでいて捕まった。そし

---

(11) 「法廷記録」からの引用記事の典拠は、第1巻については記事のフォリオに打たれた数字を用い、表をa、裏をbとして示し、第2巻以降に関してはフォリオの数字が判読不可能であるため、記事の直前に記された法廷の日付で〈 〉内に示すことにする。尚、( )内は引用者による補足。以下同様。



てそのため判事のフィッシャー氏により送られて来た。当法廷で尋問を受け、彼らは一緒にいたことは自供したが、邪悪な意図はなかったと言う。彼らには証明される犯罪がなかったので、釈放された。〈Vol. 3, 1578/4/23〉

前者は夜警によって、また後者は恐らく判事の部下によって連行されている。両方の事例とも性犯罪の嫌疑で連行され、取り調べの結果、犯罪が立証されず釈放されているが、このように不品行の疑いでブライドウェルに連行して尋問することが可能であった。「法廷記録」には売春婦の事例が無数に存在するが、売春婦ではなくても、ロンドン住民の性道徳を一般的に取り締まる様子を窺い知ることができる。

一方、「怠惰」についてはより厳しい対応が取られている。

ジョーゼフ・カウチ。ブリッジ区の区法廷査問委員により送られて来た。というのは、彼は下劣な奴であり、働こうとせず、怠惰にまた浮浪者のように生活し、そして彼の両親に対して非常に下劣に、非常に反抗的に振る舞うからである。彼は当所で懲罰を受け、労働につかされている。その査問委員が約束したことには、彼の父親が彼の料金を支払い、当所で彼を労働させるということである。〈Vol.3, 1577/1/11〉

この時代の浮浪者は明確な犯罪者であって、「救貧法」によって厳しく処罰された<sup>(12)</sup>。ブライドウェルも浮浪者の取り締まりを積極的に行い、施設に連行して、挽き臼の労働を課したのである。だが、この事例に見られる通り、怠惰であり「浮浪者のように」生活していても同様の措置が取られている。ここに記述されている「料金」とは、収容者に施設が課した収容費用であり、一日につき3ペンスと定められていた。この父親は必要な料金

---

(12) 乳原孝, 前掲『「怠惰」に対する闘い』参照。

を支払い、息子を施設内の労働につかせて、その矯正を願ったのであろう。

本日、ウィリアム・ジョーダンがロンドンのブレッド通りに居住するラルフ・ヘインズにより、浮浪者として当所に送られて来た。というのは、彼はバケツを作る仕事で生計を立てていくことができるのに、労苦をしようとはしないからである。以下の裁定が下された。彼は懲罰を受け、痛めている足を治すために、セント・トーマズ・ホスピタルへ送られた後、当所に再び連れて来られる。そして彼の仕事を当所で行うこと。というのは、バケツを作れる者は非常に少ないからである。〈Vol.4, 1600/4/14〉

この人物も浮浪者として送られて来ているが、もともとはバケツを作る職人であり、怠惰な性格から仕事をしていなかったようである。そしてその珍しい技術を持っているため、懲罰と治療後に再収容という措置が取られている。

ジェイムズ・ヒックス。ヤング氏により送られて来た。氏が言うことには、彼は奉公についていない、主人なき者であり、邪悪な生活を送っている男である。そして常習の酔っ払いであり、女王陛下の委員をくだらぬ従者だと侮辱したのである。彼は当所に留まるように裁定が下されたが、彼の父親が彼のために嘆願を行った。〈Vol. 2, 1575/5/7〉

この事例に見られる「主人なき者」については、労働が可能で独立の手段がない者は誰でも主人を持たねばならないことが、14世紀以来、法によって定められていたため、このように呼ばれたのである。「主人なき者」<sup>(13)</sup> masterless man は、浮浪者とほとんど同義であった。この父親の嘆願の内容については記述されていないが、父親が責任を持って彼を仕事に就か

せるとのことで、釈放を願ったように思われる。

次のケースは友人たちの嘆願によって釈放されている。

ラルフ・リヴァース。ガーデナー氏により送られて来た。常習のごろつきであり、身を定めて働こうとはしないからである。彼の友人たちの熱心な嘆願により、今回は彼の生活の改善を期待して、許された。  
〈Vol.2, 1575/6/11〉

だが、怠惰な人物がこのように釈放される事例は少数であり、通常は収容されて施設内の労働につかされたのである。また、家族や親戚、友人や近所の住民が収容を嘆願するケースも見られる。事例を取り上げてみよう。

リチャード・サタリー。食料品商のニコラス・サタリーの息子。彼の母親の特別の懇願と要請により、1559年7月18日に当所に連れて来られた。というのは、同リチャードはあらゆる怠惰と浪費にふけり、生活の改善のための穏やかなる忠告を何ら受け入れようとはしないからである。それゆえ、同年同日、前記の母親の面前で当所において鞭打たれた。〈Vol.1, fol.10b〉

デリック・ヘインズ。サザークのバトル・ブリッジの革仕上げ工であるジョン・ホランダーと、彼の隣人であるギャレット・ホランダー、またそこに住むピーター・スタッペンド、彼らは彼の友人でもあり親戚でもあるが、その者たちによって当所に連れて来られた。というのは、彼は大変品行の悪い少年であり、親方に付いて働こうとしないからである。そのことを彼は否定していない。そして彼らは、彼が懲罰を受け、当所において労働させられることを望んでいる。そして彼ら

---

(13) 乳原孝, 前掲『「怠惰」に対する闘い』参照。

は当所における彼の料金を支払うつもりであり、前もって一カ月分として7シリングを支払った。彼は懲罰を受け、労働につかされている。

〈Vol.3, 1579/8/27〉

鞭打ちはプライドウェルで一般的に行われていた懲罰であり、後者の事例の懲罰も鞭打ちを指している。前者のリチャード・サタリーは収容の記述がないことから、鞭打ちだけで釈放されたのであろう。彼の母親は、息子の改善を願って鞭打ってもらったのである。

同様のことは、性道徳についても事例が見受けられる。

エリザベス・メリング。絹織物商であるクリストファー・メリングの娘。彼女の生活と性的不品行の改善のため、当所に彼女を収容してもらいたいという、彼女のその父親の要請により、当所に連れて来られた。そしてその父親は、一日当たり3ペンスの当所の通常の料金を支払うつもりである。そして彼女は1560年5月14日にやって来た。

〈Vol.1, fol.79b〉

女性の収容者については糸紡ぎ等の労働が課されたが、娘の不品行の改善を願った父親が施設への収容を依頼している。

これまでの事例にも含まれていたが、「不品行」や「怠惰」ではなく、「反抗的」という理由でもプライドウェルに連行される。事例を見ていこう。

アグネス・ウィルクス。ハリス氏の命令に基づき、ヒューウィット氏の小役人により、10月19日に当所に連れて来られた。というのは、彼女は自分の父親に毒づき、暴力を振るって、反抗的に振る舞うからである。同じ日の1561年10月19日に彼女は当所において十分に鞭打たれ、今後いかなる時もそうした振る舞いをしないことを約束したので、11月4日に釈放された。〈Vol.1, fol.166a〉

ギルバート・チェドウィック。彼の父親に対する反抗のために連れて来られた。そして以下の裁定が下された。ギルバートはもし今後、父親のロジャー・チェドウィックに服従しなければ、荷車の後部で鞭打たれる。そしてこのことに彼は署名した。〈Vol.2, 1575/5/11〉

どちらの事例も父親に対する反抗であったが、前者は娘、後者は息子が連行されている。前者の事例は収容をともなっているが、一般的にこうした反抗的性格の人物に対しては鞭打ちの懲罰が与えられるのが通常であった。次の少女に対しても同様である。

マーガリー・ロンデル。腕白な少女。彼女は義理の父親であるアップ・ホワイトとその妻で彼女の実の母親の言うことを聞かないため、彼らは当所で彼女が懲罰を与えられることを望んだ。それが行われ、そして彼女は両親のもとへ釈放された。〈Vol.3, 1579/11/14〉

次の事例は、反抗的性格とともに勉強しないという理由でプライドウェルに収容されている。

ランダル・クリストファー。彼の父親と友人たちに対する大いなる反抗のため、送られて来た。そして彼はケンブリッジに留まろうとはしないからである。そこに彼は勉強のため、本に専念するように送られたのであるが、彼はそうしようとはしないのである。以下の裁定が下された。彼は改心するまで、囚人として留まり、更に裁定が下されるまで収容されること。〈Vol.2, 1575/11/5〉

このような反抗的性格や不服従、また風紀を乱す行為に対する取り締まりは、当然のことながらプライドウェルという施設内でも行われている。事例を上げてみよう。

バーバラ・クレイトン、アグネス・ホジキン、アリス・ピッツ、ジョアン・コナウェイは(1560年)7月26日に鞭打たれた。というのは、彼女たちはそれぞれ自分の仕事をせず、当所の命令に従わず、言うことを聞かないからである。〈Vol.1, fol.93b〉

ロバート・リー。当所の囚人。当法廷に呼び出され、取り調べを受けて以下のことが真実であると自供した。彼は獄舎にロウソクを持って来て、囚人たちとサイコロ賭博をするという、大いに風紀を乱す行いをしたのである。そのため、彼は懲罰を受け、再び収容されるように裁定が下された。〈Vol.4, 1602/9/14〉

「法廷記録」のなかには、反抗的な徒弟やサーヴァントを親方が連行する事例が一般的に存在している。例えば、次の事例である。

ウィリアム・ハイナム。パリッシュ・ガーデンに住む船員のパウエル・サマーズのサーヴァント。(1562年)1月24日に彼の親方によって当所に連れて来られた。というのは、彼はこれまで頑強に振る舞ってきたからであり、親方に仕えるのを拒み、強情であるだけでなく、言葉使いも振る舞いも悪いからである。そして親方が留守の時には親方夫人を顧みず、また自分の仕事から逃避したからである。同日、十分に鞭打たれ、挽き臼の仕事につかされた。〈Vol.1, fol.193a〉

また、次の事例も同様の理由だと考えられるが、親方自身が連行するのではなく、手紙で鞭打ちを依頼している。

ロジャー・ブリッグズ。アンソニー・ホージー氏のサーヴァント。1559年7月7日に当所にやって来た。そしてその親方からの手紙を所持していた。その手紙によると、実際、彼を鞭で処罰してもらいたい

とのことである。ロジャーはその指示に大いに服従していて、真に後悔の念を抱いていることを宣言した。それゆえ、懲罰の後、同年同日、彼の親方のもとへ再び返された。〈Vol.1, fol.10a〉

反抗的な徒弟やサーヴァントをブライドウェルへ送る動きは、同職組合（カンパニー）側の史料でも確認することができる。次の事例は、しるめ細工師の徒弟であったジョン・スミスに関するものである。

（1559年）7月5日。同法廷において、ジョン・スミスは素行の悪さゆえに親方の命令によって監房へ送られた。特に同スミスは命令に背き、親方の家から夜に好き勝手に抜け出し、「親方も監督官たちも気に掛けない、自分は彼らに支配されない」とうそぶくからであった。そしてまた同スミスは男性のサーヴァントたちに邪悪な助言を与えて、彼らの親方たちに反抗するように唆し、彼自身も主人なき者のように街をうろつき、好き勝手なことをして働こうとしないためであった。

以下の同意が成された。同スミスは本日から次の聖ミカエル祭（9月29日）までの間、彼の親方のジョン・カトラーに仕えること。そして彼は祝日も労働日も親方の家において、その期間は常に親方の命令に従うこと。彼は労働日の日当として4ペンスを得ること。<sup>(14)</sup>

反抗的な徒弟ジョン・スミスは、次の記事が示す通り、再び組合から監房送りの処罰を受ける。だがそれでも彼の行状は良くなり、組合は彼をブライドウェルへ送ることになった。

1559(1560)年1月12日、同法廷にて、かつてジェファリー・マシ

---

(14) *Pewterers Company, Court Minute Books*, Vol. 1, 1551-1561, Guildhall Library, MS. 7090, 1, fol.81b.

ューの徒弟であったジョン・スミスが、親方と監督官と助手によって監房へ送られた。というのは、彼は昨年、ジョン・カトラーとおぼしき人物に一定期間仕える約束をしたが、その約束後の2日以内にメイドストーンへ行き、ある鋳掛け屋の所で働き、鋳物を作っていた。そして男性のサーヴァントや徒弟たちに対し、自分がかつてしたように、彼らの親方たちに反抗するように唆したのではないかとの嫌疑が掛けられている。

さらに、1559(1560)年1月19日、上述のスミスは反抗的な性格ゆえにプライドウェルへ送られた。というのは、彼はどうしても服従しようとはせず、カウンター監獄に入れられた時よりもずっと悪くなって出て来たためである。

同ジョン・スミスは、1月24日、プライドウェルから釈放された。彼は親方と監督官、助手、一部の衣服商、ヨーマン、戸主、職人たちの前で、跪いて服従し、カンパニーに許しを請うたのである。そして二度と再び反抗しないこと、もしも反抗した場合はカンパニーから永久に追放されることに同意した<sup>(15)</sup>。

この史料に従えば、プライドウェルへの送付が有効であり、ジョン・スミスの行状は改善されたことになる。記事から判断して、「監房送り」はカウンター監獄への送付を意味していると考えられる。

徒弟やサーヴァントが親方の下から逃亡するケースもしばしば見られる。そうした逃亡者がプライドウェルに収容された後、再び受け入れる親方もいれば、受入れを拒否する親方もいる。次の事例は、兄弟が就労を保障することで釈放されている。

アーサー・ピル。プレストウッド氏の元サーヴァント。彼の親方と、

---

(15) *Ibid.*, fol.90a.



彼の兄弟で皮革商のジョン・ワーズにより送られて来た。というのは、彼は親方の下から逃亡し、現在ごろつきであるためだ。彼は今月、ずっと当所に収容されているのだが、今回、彼の兄弟が彼を引き取り、皮なめし職人に就労させることを約束した。それで彼は懲罰なしで釈放された。(Vol.3, 1576(1577)2/19)

以上のように、「法廷記録」に基づき、道徳の取り締まりをめぐるブライドウエルの活動を見てきたが、その活動はブライドウエルの理事や巡察官によるものだけではなかったのである。家族や親戚も含めて、様々な立場の者が道徳上問題のある人物をブライドウエルに連行できたし、また懲罰や収容を依頼できたのである。そうすることによって、「不品行」や「怠惰」、また「反抗的」な人物を矯正しようとしたのである。ブライドウエルの役人のみではその活動も限られたものであったが、言わば誰もがこの施設を利用できたため、その活動は幅広いものとなったのである。

この事実は、道徳の取り締まりがロンドンの都市当局から民衆へ、上から下への一方向的なものではなかったことを意味している。上記の事例からも明らかのように、道徳は民衆統治のための道具ではあったが、民衆自身もそれを受入れ、道徳化の動きを押し進める面もあったのである。この点について、もう少し事例を上げつつ述べてみたい。

#### IV

近世ロンドンの近隣共同体の結束は、一般に今日よりも強固であったと考えられる。近隣共同体のメンバーのなかに、何か違法行為や道徳違反を行う者がいれば、ブライドウエルに通報したり連行したりすることがあり得た。

牧師のウィリアム・アイルウォードの妻であるアン・アイルウォー

ド、ジョアン・ウェストコート、そしてジョアン・ケヴェルが証言することには、彼女たちはジョアン・サットンが賃金労働者の男とベッドにいて、2人が関係するところを壁越しに見たということである。当のジョアン・サットンは関係を持ったことを否定したが、前述の目撃者たちが彼女の面前でそのことを断言したので、ジョアン・サットンは裁定により矯正を受けた。(Vol.2, 1575/3/26)

このような「壁越し」の目撃の記述は、「壁の穴」や「ドアの穴」からの目撃を含めて、「法的記録」にはよく見られるものである。隣人たちによるこうした行為は、近隣共同体の秩序を守ろうとする行動であったが、次の事例はさらに積極的なものである。

アン・ルイス。ブローケン・ウォーフのパン屋であるロバート・ルイスの妻。売春婦として治安官によって連れて来られた。そのアンの隣家に住むトマス・デイヴィスの妻であるジョアン・デイヴィスが証言したことには、先週の木曜日、7月19日の朝に、彼女は自分の家にいたのであるが、そのアンとバーテンのジェンキン・ヒューズ、別名ウィリアム・ジェンキンとがベッドをともにし、いかがわしい行為をしているのを、壁越しに目撃した。そしてそのことによって、彼らを捕まえたのである、と。そしてまた12人以上の彼女の隣人たちが証言することには、彼女の夫が外出している時、いろいろな者たちが何度も彼女の家に来ては、夜の11時や12時に不審にも彼女と2人きりでいたのである。そしてその隣人たちは、彼女にたびたびそのことを警告してきたのであるが、彼女はやめようとはしない、ということである。そのアンとジェンキンは、実際、申し立てられた通りに、罪を犯したことを自白した。彼女は懲罰を受け、労働につかされた。(Vol. 3, 1576/7/21)

記事では売春婦とされているが、不倫とも考えられる。このように夫以外の男性と交際を続けるこの女性に対して、隣人たちはしばしば警告を与えたとされる。だが、彼女は交際をやめようとしなため、罪の現場を押えて捕まえたとのことである。隣人たちはこうした実力行使によって、近隣共同体の秩序や道徳を守ろうとしたのである。この隣人たちは、その名に敬称が付されていないことから、民衆であることは確かである。すなわち、民衆自身も道徳の取り締まりに加わり、その動きを押し進めていたのである。売春宿の存在を住民がブライドウェルに通報する事例も残されている。<sup>(16)</sup>

こうした民衆による道徳の取り締まりは、「怠惰」についても同様であった。

ロバート・ベイカー。セント・ジャイルズ・イン・ザ・フィールズに居住。そこの住民によって当所に送られて来た。というのは、彼は自身の生計を得るために働こうとはしないからである。彼の言によると、彼は織物職人であるが、この2年間は仕事をしていない。彼は彼の妻と、妻の母親から、不平を申し立てられている。彼は労働につかされた。〈Vol.3, 1578/1/16〉

働かない夫に対する妻とその母親の不平に基づいて、住民たちが当人を連行して来たのである。

---

(16) 例えば、「ウィリアム・フルウッド、ジョン・メイソン、ウィリアム・レック、エリザベス・ベッドパウ。ロング・レインの住人たち。そして様々な他の者たちが、当所において不平を訴えた。すなわち、トットウルの妻はロング・レインの自宅において、最も忌まわしい売春宿を営んでおり、一日に60人から80人の男たちが、売春の目的で毎日そこにいる4、5人の売春婦と関係している。そして、いろいろな若い男女がそこで病気になったり、『ただれ』を負ったりしている、と。」〈Vol.3, 1579/6/20〉

## V

ブライドウェル矯正院は、不品行で怠惰な売春婦や浮浪者を収容して強制労働を課し、その怠惰を矯正することが直接の設立目的であったはずだが、実際には売春婦や浮浪者に限らず、ロンドン住民全体の道徳を取り締まる活動を行っていたのである。そうすることによって、同職組合はその構成員を、親方はその徒弟やサーヴァントを、近隣共同体はそのメンバーを、親はその子を、それぞれ服従させることができた。あるいは、少なくともそれを通して服従化を望んだのである。そしてまた実際にこの施設に連行しなくとも、あるいは通報しなくとも、ブライドウェルへの送付を脅しに用いて服従させることも可能であったことは容易に想像できる。

「怠惰」や「不品行」、また「反抗的」といった道徳領域が、このように人々を支配する手段とされたが、上記の事例にも見られるように、この支配は都市当局から民衆への一方的なものではなかったのである。民衆自身にも道徳の取り締まりに加わり、それを押し進める動きが存在した。道徳は民衆を支配する道具になり得たが、それを受け入れる民衆もまた存在したのである。

ブライドウェル矯正院が道徳の取り締まりに一応の成功を取めたことから、これに似たような施設が、この後イギリス中に設立されることになる。そしてさらに、このようなイギリスの動きに影響されたヨーロッパ諸国が、同様の監禁施設を次々に設立していったこと<sup>(17)</sup>から、ヨーロッパは「大いなる閉じ込め」<sup>(18)</sup>の時代を迎えることになる。

---

(17) 乳原孝、前掲書参照。

(18) ミシェル・フーコー、田村俣訳『狂気の歴史』新潮社、1975年、第一部、第2章。